

亀山市告示第117号

亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この告示において「亀山市民間保育所等保育環境改善等事業」とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号①に規定する障害児受入促進事業、<u>同号③に規定する熱中症対策事業及び同号⑩に規定する保育環境向上等事業をいう。</u></p> <p>[2 略]</p>	<p>（定義） 第2条 この告示において「亀山市民間保育所等保育環境改善等事業」とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号①に規定する障害児受入促進事業及び同号⑩に規定する保育環境向上等事業をいう。</p> <p>[2 略]</p>

<p>(補助金の額及び対象経費等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める経費とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>熱中症対策事業 冷房設備を設置し、又は更新するための改修等を行う経費</u></p> <p>(3) <u>保育環境向上等事業</u> 工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）並びに備品購入費</p> <p>3 <u>熱中症対策事業又は保育環境向上等事業</u>を実施した民間保育所等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間、<u>当該事業に係る補助金の交付を受けることができない。</u></p>	<p>(補助金の額及び対象経費等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める経費とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(2) <u>保育環境向上事業</u> 工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）並びに備品購入費</p> <p>3 <u>保育環境向上事業</u>を実施した民間保育所等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間、補助金の交付を受けることができない。</p>
--	--

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に実施した亀山市民間保育所等保育環境改善等事業について適用する。